

第 29 回黒潮町農業委員会議事録

1. 日 時 令和 6 年 7 月 5 日 (金) 午後 2 時 00 分～
2. 会 場 黒潮町役場本庁 3 階 中会議室
3. 出席委員 **【農業委員】**
1 番 小谷健児、2 番 野坂賢思、3 番 江口千寿、4 番 山下理恵
6 番 金子俊博、7 番 橋田美和、8 番 伊芸精一、9 番 松本昌子、
11 番 酒井幸男、12 番 福留康弘、13 番 ハジィフ泉
14 番 吉尾好市
【推進委員】
1 番 大石正幸、2 番 弘瀬正彦、4 番 宮川建作、5 番 小橋誠一、
6 番 尾崎澄夫、7 番 西村二男
4. 欠席委員 **【農業委員】**
5 番 濱口佳史、10 番 垣谷征志
【推進委員】
3 番 若藤陽介
5. 議事日程
 - (1) 出席委員の確認及び議事録署名委員の指名
 - (2) 各議案の審議
議案第 1 号 農地法第 3 条許可申請 (農業委員会会長許可) について
(1 件)
議案第 2 号 農地法第 5 条許可申請 (県知事許可) について (1 件)
議案第 3 号 非農地証明願について (3 件)
議案第 4 号 農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による農用地利
用集積計画の決定について
議案第 5 号 認定農業者の経営改善資金借入計画に関する協議について
 - (3) その他の討議・報告事項について

○その他
農業者年金加入促進に係る取組について

議長 時間になりましたが、ちょっと会長が私用ということで、この後駆け着けるといふこと
であります。

本日は、第29回の農業委員会となっております。

大変暑い日が続いております。農作業等するときに熱中症に十分気を付けてやっていた
だきたいと思ひます。

本日の欠席委員は、〇〇君と〇〇さんと〇〇君となっております。

議事録署名人が、今日は〇〇さんと〇〇さん、よろしくお願ひをいたします。

議案審議に移りたいと思ひます。

議案第1号、農地法第3条許可申請について、説明をお願いします。

事務局 それでは、議案書の1ページをお願いします。

まず、議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請、1件出ております。番号1
番、譲渡人、〇〇の〇〇さんです。譲受人、同じく〇〇、〇〇さんとなっております。
申請地としまして、黒潮町拳ノ川字ヲンジ667番2、田338平米となっております。理由と
しまして、所有権の移転、売買ということになってます。3ページからをお願いします。
まず、航空機写真になっておりますが、申請地が左上の方に載せておまして、右下の方
に拳ノ川小学校の体育館が見えています。拳ノ川の小学校の裏をどんどん奥へ入っていつ
た所です。農地パトロールで、バスを止めて毎年確認している場所のすぐ近くになってい
ます。4ページがゼンリンの地図となっております。左上の方に六谷橋の橋があつて、この
辺りで毎年農地パトロールの確認をしております。このすぐ近くに楮(こうぞ)の畑があ
つて、その辺りでバスを止めてみたりしているという場所です。5ページが拡大の航空
写真です。続いて、6ページが公図となっております。続きまして、7ページが現況写真
となっております。続いて、8ページが第3条調査書ですので、読み上げさせていただきます。
まず、譲受人、〇〇さん 譲渡人、〇〇さん。第2項第1号の全部効率利用につ
きまして、譲受人は主にニラを耕作しており、農作業に従事する状況、今後の営農予定の状
況などから見て、耕作の事業に供すべき農地の全てを効率的に利用できるものと見込まれ
ます。作業従事者として、ご本人と夫となっております。ご夫婦で何年か前に就農さ
れた方で、ご夫婦で農業を営んでいる方となっております。所有機械として、軽トラ
ック、草刈機、トラクター、運搬車、消毒機となっております。第2項第2号については、
該当ありません。同じく、第3号も該当がありません。第4号につきまして、譲受人は、
作業を行う必要がある日数について作業に従事するものと見込まれます。年間200日の作
業従事日数となっております。第5号については、許可申請に係る農地は譲渡人の所有農地
であり、転貸には該当しません。第6号につきましては、農地取得前と同じ野菜を栽培す
るため、周辺状況等に影響はないものと思われまふ。

事務局からは以上です。

議 長 事務局の方より説明がありましたが、担当委員さん、補足説明がありましたらお願いをいたします。

〇〇委員 〇〇さんと〇〇さんは親戚関係ながよ。なので、その〇〇さんが〇〇さんの方へ「売るけんどこまんかえ」というような話になったみたい。この写真に載っちゃうように、5ページの建物が上にも下にもあるがやけんど、ここが家ながよ、実家。ほんで、これ5ページの下側に〇〇さんが住みよった。ほんで、今、家が新しくできて、〇〇の近くへ来ちゃうき、空き家になっちゃうけど、ここが母屋。上側が、お父さんらが今おる。ほんでその関係で、どうせこの土地を売買するときに兄弟やき面倒見る話になったみたいな。

事務局 この地図で、〇〇さんという方が、これが〇〇さんのお父さん。

議 長 ただ今、担当委員さんの補足説明がありましたが、この件につきまして質疑を受けたいと思います。

どなたか質疑のある方。これは、家を建てるが？

〇〇委員 何も建てん。建てんけど、買うちょきやということ。

議 長 質問はありませんかね。

(質疑なし)

ないようでしたら、採決を取りたいと思います。

賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手多数)

賛成多数ということで、第1号農地法第3条につきまして、承認をされました。

続きまして、議案第2号、農地法第5条の規定による許可申請の説明をお願いいたします。

事務局 また1ページをお願いします。

議案第2号、農地法第5条の規定による許可申請、1件出ております。番号1番、譲渡人、〇〇番、〇〇さん、譲受人、同じく〇〇、〇〇さんです。申請地としまして、黒潮町入野字長沢690番、田1,345平米。理由としまして、建設資材等の置き場ということです。9ページからをお願いします。まず、航空機写真なんですけども、こちらの場所が5月の定例会で非農地証明願でいったん上がってきておりまして、ただ、ここがその非農地ではないということであったので、5条許可申請という形で、今回、上がってきたものです。こちらの写真上、左側に見える土地も、同じく今回の譲受人、〇〇さんの方から転用申請がありまして、こちらと同じくその建設資材置き場ということで、転用許可が出てい

る場所になっています。10 ページがゼンリンの地図となっています。続きまして、11 ページが拡大の航空写真です。続きまして、12 ページが公図となっております。こちらなんですが、今回の申請地が 690 番地で、その上側に 689-1 という地番がありまして、こちらは地目上、今農地、田んぼになっているんですが、ここ現況が今〇〇が建っております。11 ページの航空写真などを見ていただいたら分かるんですけども。ただ、ここが平成 19 年に 4 条申請で宅地許可が下りている場所です。で、現況も見て分かる通りその〇〇、宅地として利用しておりまして、登記ができてない場所ということなので、ここについては、登記をしていただくようにこちらからもお話をしていかなければいけないと思っております。693 と 694 については、同意をいただいております。先ほど申し上げた 689-1 については、現状がもう宅地ですので農地法上の同意は必要ないということになっておりますので、ここには同意はいただいております。それから、今回、当日資料で置かせていただいているんですが、事業計画書が申請者から出されていまして、その裏側に被害防除計画が載っております。隣接の同意はいただいているんですが、なお、こういった計画で被害は防除していきますという形でご提出いただいたものです。続きまして、議案書 13 ページが土地利用計画図となっています。こちらについて、南北にそれぞれ幅 3m ほど水の逃げ場のような箇所を造り、排水対策を施すということです。それ以外の土地については埋め立てを行いまして、当日資料で付けさせていただいているんですが、断面図が図面に出ております。1m ほど土を積み上げまして、コンクリートの擁壁をついてこれの流出を防ぐということになっています。先ほど申し上げたように、3m は盛り土をしない状態で排水対策とするということになっています。この 13 ページの平面図なんですが、土地の中央になる部分に、砂利の置き場であるとかコンクリート製品などを置いていくということです。続きまして、14 ページが排水計画図となっています。雨水が浸透、または北および南面の排水対策地、既設の排水路に排出していきます。給水等は、資材置き場のため、設置予定はありません。続きまして、15 ページが現況写真となっております。

事務局からは以上です。

議 長 事務局より説明がありましたが、担当委員さんの補足説明がありましたら、よろしくお願ひします。

〇〇委員 土地のことじゃないんですけど、前に上の方には土を盛って 3m の幅を埋めないというお話でしたが、ちょっと土が入りまして、そのときには、私と区長と代理人さんと事務局と 4 人で会って、土を入れないという話でしたがと伝えましたら、代理人さんの方は、〇〇に伝えますということ、言ってくれました。

議 長 ただ今、担当委員さんの方より説明がありましたが、この件につきまして質疑を受けたいと思います。

〇〇委員 この土地は、ひょっとして先々月か、非農地が出てきちゃった土地。それを、今度はこういう形で出てきたわけか。

事務局 そのとき、もう現場がこれ非農地じゃないので、やるならもう転用申請でやっていただくという判断になったので、それで今回、5条申請でご提出いただいたという。

〇〇委員 非農地のときには、〇〇さんが出てきちゃったかね？〇〇は入ってなかったろう。

事務局 非農地の願出は地権者からなので、〇〇のお名前は出てきてない。

〇〇委員 今回の申請も、両側3m、今の田んぼの状態の高さで埋め立てはしないという手続きですが、前にあった、その隣の転用ののがで許可が出た所の3m、両側はしないということやったんですけど、今は埋めちようと。申請どおりにできてないと。

それで、伝えておくということでしたけど、ご本人の答えはどうやったがですか。実際にいつまでに土をのけるのか。その後どうなったかいうのを聞きたい。

議長 つまり、これは北側も3m埋めちようということやろ。

〇〇委員 両側ね。両側3m、その排水のために埋めないという話だった。それを埋めちよう。

〇〇委員 3mあけてない。

〇〇委員 先の申請で、計画通りの施工になっていない。その中で今回、新たに申請がなされて計画通り履行されるのかどうか。

事務局 少し、確認をさせてもらいたいと思います。
ちょっとお時間を頂いて構いませんか。

〇〇委員 この確か資材置き場でこれで3件目やね。〇〇にもあって、今度また〇〇で資材置き場ということで。

議長 ほんで、前に出ちゃったのがの隣らしい。

事務局 申請書の方には、今後、事業拡大の方向で計画しているので、それで資材置き場の必要性があるということです。

すいません、ちょっとお時間頂いて確認させてください。

(休憩中) 約 20 分

事務局 ○○さんと直接お話をさせてもらいまして、1 週間時間をくださいということです。1 週間内には作業をやりますということで話をいただきましたので、一応、今回の隣の土地ながですけど、そこは、そのように作業をするということのようです。

議 長 今回の件も、3m 分は確保することやけんど、先のがは 1 週間くださいということやけん、そういうことで、今返事があったそうで。

そういうことでいいですかね。ここをちゃんと施工するということで、承認を受けたいと思います。

この 5 条許可申請につきまして承認されます方、挙手願います。

(挙手多数)

挙手多数です。

挙手多数で、承認をされました。

議 長 それでは、議案第 3 号に移ります。

議案第 3 号、非農地証明願が 3 件出ておりますが、1 番の方から、事務局の方から説明をお願いします。

事務局 2 ページをお願いします。

議案第 3 号、非農地証明願、3 件出ております

まず、番号 1 番、願出人、○○、○○さんです。

願出地としまして、全部で 19 筆出ております。まず、黒潮町奥湊川字下アナダ 374 番地、田 59 平米。同じく、字下アナダ 375 番地、田 152 平米。同じく、字下柿木ザコ 386 番、田 314 平米。同じく、字下柿木ザコ 387 番、田 33 平米。字下柿木ザコ 388 番、田 998 平米。字下柿木ザコ 389 番、田 52 平米。字ヒノキ谷 416 番、田 532 平米。字ヒノキ谷 417 番、田 59 平米。字上イツ 987 番、田 109 平米。同じく、上イツ 989 番、田 142 平米。同じく、字上イツ 993 番、田 495 平米。字上イツ 994 番、田 128 平米。字上イツ 995 番、田 125 平米。字上イツ 996 番、田 39 平米。字上カラストマリ 2413 番、田 991 平米。字上カラストマリ 2414 番、田 297 平米。字中ヒトミズ 2852 番、畑 489 平米。字下大久保上 3793 番、畑 95 平米。字下モイツ 3453 番ハ、畑 95 平米です。願出理由としまして、少なくとも 30 年以上前から耕作放棄地となっており、草木等が繁茂し山林・原野化しているということです。

16 ページからをお願いします。まず、航空写真ですけども、一応全ての筆がかなり山

林、山の中になってまして、ちょっと山の麓まで行ったんですけども、なかなかちょっと道が険しくて、全て確認するのがちょっと難しいというような場所でした。なので、主にこの航空写真の方で確認させていただきたいんですけども。この16ページと17ページに航空写真を載せてまして、その中で、ここに番号を振ったものを拡大航空写真で載せてますので、それで各場所ごとに説明をしていきたいと思います。まず、16ページの方ですが、これが奥湊川の中で比較的口の方、下の方に当たる部分です。下の方に湊川ふれあいセンターが見えております。まず、この中で拡大写真の1番、字下アナダ、柿木ザコ、ヒノキ谷について説明をさせていただきます。18ページをお願いします。こちらが、先ほどの航空写真をアップしたものです。こちらの3つの字の部分について8筆、赤い枠で囲った部分が該当の場所となっています。続きまして、16ページの写真の中で拡大写真2番のものです。これが19ページになります。こちらが中ヒトミズの1筆になっています。続きまして、16ページの航空写真の中で、拡大写真の3番、字下モイツにあたる部分ですが、これが20ページになります。20ページの左上の方に、1筆写っております。続きまして、17ページの航空写真です。これが奥湊川の中でもかなり奥の方に、上の方に当たる部分です。上の方に、〇〇があります。ここで拡大写真4に当たる部分が、21ページになります。こちらに6筆の部分載せております。続きまして、17ページの航空写真中、拡大写真5の部分です。5の部分が22ページになります。こちらの2筆が該当になっています。続きまして、17ページの写真中、拡大写真6の部分です。6の部分が23ページになります。こちらに1筆、掲載しております。あとは、公図として切り図を全て載せておりますが、それについてはまた見ておいていただけたらと思います。番号1番については、事務局からは以上です。

議長 今、非農地証明願の1番につきまして事務局の方から説明がありましたが、担当委員さんの方で何か。

〇〇委員 現地の方に〇〇委員と行ったんですけど、事務局からの説明にありましたように、ふれあいセンターから〇〇あたりまでの間に道沿いに点在するんですけど、森になっていて確認もできないような場所です。

ほんで、本人には〇〇さんが会ってもらってまして、家はこの奥湊川やけど今は〇〇に行っていて、ほんで、何も目的はないがやけど、この非農地にしょうかということになったということです。

議長 多分、今度のアンケートのときに、多分これ農地として出ちよったもんが、今作りよらんのもう非農地に出したがやないろうかと思うがやけど。うちでも、もう山林化しちゃうところが農地で残ちよって、それが出てきちよったがよ。そういうあれでやっぱり非農地証明に出てきたがやないろうかと思うがやけども、ほとんど山林よね、ここは。

〇〇委員 この今写真であるように、その近くにもこの青線ですと田んぼがあったけど、多分自分らも知っちゃおう限り、もうほとんど前から荒らしちよったがやないろうか。入っていける状態じゃない。

事務局 一応、ご本人さんもちよっと高齢になってきたので、相続をしておきたいので今回手続きをしたいということで、願出がありました。

議長 今、〇〇さんと〇〇くんからも説明がありましたとおり、もう山林ということですが、何かこの件につきまして質疑ありませんか。もう農地ではないということですが。

(質疑等なし)

なければ承認を受けたいと思いますが、いいですかね。

(異議なしの声あり)

それでは、非農地証明願の1番につきまして承認されます方、挙手願います。

(挙手全員)

挙手全員です。

非農地証明願の1番につきましては、承認をされました。

続きまして、非農地証明願の2番、事務局の方から説明をお願いします。

事務局 また2ページをお願いします。

非農地証明願の番号2番です。

願出人、〇〇の〇〇さんです。

願出地としまして、黒潮町灘字本ハエ975番1、畑82平米。同じく、灘字本ハエ976番1、畑320平米となっております。願出理由としまして、平成6年より耕作放棄、平成11年には原野の状況となり、現在に至るとのことです。

32ページからをお願いします。まず、航空写真になっております。願出地としまして、こちら灘の海岸沿いの旧道沿いの場所となっております。すぐそばに黒潮町衛生センターがある場所となっております。続きまして、33ページがゼンリンの地図です。続きまして、34ページが拡大の航空写真です。こちら、願出地のすぐ右側にありますが、〇〇さんの作業場となっております。続いて、35ページが公図となっております。36ページが、現況写真となっております。こちらの方なのですが、先ほど会長がおっしゃったように、地権者の方が、地域計画のアンケートが届いたのがきっかけで土地の整理をしていきたいということで考えられて、所有権の移転をしたいということで、今回、所有権移転ということになったようです。

事務局からは以上です。

議 長 今、事務局の方から説明がありましたが、担当委員さんからありますか。

〇〇委員 先日、現地の方を確認したのですが、36 ページの現況写真のように竹やら何やらいろいろ生えて、耕作できる状態ではなかったです。
以上です。

議 長 今、〇〇君の方からも、ほとんど非農地で耕作できる状態ではないということですが、何かこの件につきまして質疑質問ある方、挙手願います。

何か、非農地証明について質疑質問ある方。ありませんかね。

(質疑等なし)

ないようでしたら、承認を受けたいと思います。

この非農地証明願の 2 番につきまして非農地として承認されます方、挙手願います。

(挙手全員)

挙手全員です。

2 番につきましては、承認をされました。

続きまして、非農地証明願の 3 番、事務局の方から説明をお願いします。

事務局 また 2 ページをお願いします。

非農地証明願の番号 3 番、願出人、〇〇、〇〇さん。願出地としまして、黒潮町加持字王子ガ谷 3047 番 1、畑 160 平米。同じく、字王子ガ谷 3047 番 2、畑 248 平米です。願出理由としまして、3047 番 1 の土地には 20 年以上前から納屋が建っており、長らく宅地として利用している。3047 番 2 の土地については、同様に 20 年以上前から雑草雑林が繁茂し、山林の状態となっているとのことです。

37 ページからをお願いします。まず、航空写真になっておりますが、願出地の方が、こちら見えている〇〇の集落になります。下の方に、黒潮町缶詰製作所が見えております。38 ページがゼンリンの地図となっております。こちら、この赤枠の願出地の右側に〇〇さんというお宅が見えておりますが、こちらが願出人さんのご自宅のようです。続きまして、39 ページが拡大の航空写真です。続きまして、40 ページが公図となっております。続きまして、41、42 ページが現況写真となっております。まず、3047 の 1 なのですが、こちらがその 20 年以上前から納屋が建っているという場所で、現在、ここを修理しているということで出ています。3047 の 2 の方については、願出理由にあるように山林化している場所ということになります。

事務局からは以上です。

議 長 今、事務局の方から説明が終わりましたが、担当委員さんの方で補足説明があれば願

いします。

〇〇委員 今、この小屋やったとこ、家に改修しようがやないか思います。

事務局 41 ページの状態は、これが家が完成しちょうとかじゃなくて。

議 長 今、建てようということ。非農地証明前に、既に着工しちょう。

ここはもう経過説明付きで、条件付きでもう証明しますということにせないかんと思うがやけど、どうでしょうかね。いいですかね。

(異議なしの声あり)

ほいたら、非農地証明願の3番、この家建ててるところについては経過説明書付きで、条件付きで承認しますということで承認されます方、挙手願います。

(挙手全員)

挙手全員です。

非農地証明願の3番につきまして、一部条件付きで承認をされました。

議案第4号、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について、利用権の設定ですが、議案第4号、当日資料を事務局の方からお願いします。

事務局 今日お配りしました、議案第4号の資料をお願いします。

議案第4号の、利用権の設定に関する資料です。まず、めくっていただいて1ページをお願いします。相対の分が一番最初1件と、あと3件、中間管理の分となっております。

まず最初、相対の方からご説明させていただきます。整理ナンバー6-30、大方6-27、貸付人、〇〇の〇〇さんです。借受人、同じく〇〇の〇〇さんとなっております。期間としまして、令和6年7月1日から令和21年6月30日までです。場所としまして、出口字ワニ石12857、畑1,332平米。作目としてニラとなっております、〇〇となっております。

次の方に移ります。こちら、中間管理になるんですが。

すみません、その一番上の方からご説明します。6-31、大方6-28、貸付人、〇〇、〇〇さんです。借受人、〇〇となっております。期間としまして、令和6年8月8日から令和7年8月7日までです。場所としまして、入野字新明7425番、田1,290平米。作目、キュウリとなっております、賃金が反当たり〇〇となっております。続きまして、6-32です。こちらが配分計画の変更ということになりまして、ここに載っている貸付人の〇〇さんが、〇〇と長い期間で利用権の設定をしています。その中で借受人の変更があったので、今回、ここの変更ということで上がってきております。今回、この下の赤いところに書いてるように、〇〇さんと利用権を設定するようになります。これまでは〇〇さんと設

定をした場所となっています。こちらが、期間としまして、令和6年9月1日から令和7年8月31日まで。場所としまして、浮鞭の字社4024、田2,645平米。作目、キュウリ。借り賃、反当たり〇〇となっております。続きまして、6-33、大方6-30、こちら貸付人、〇〇の〇〇さんです。こちら、〇〇と〇〇さんとの間で長期間の設定をしておる中で、借人が配分のみ変更になる分です。こちら、赤字で書いているように、今回が〇〇に貸し付けを行うものです。これまでは〇〇さんに貸していた場所となっております。〇〇の方にお貸しして、新規就農者の研修等で使っていく計画ということで、今回設定がなっています。期間としまして、令和6年10月1日から令和15年4月9日まで。場所としまして、浮鞭字社406番1、田1,828平米。作目、キュウリ、反当たり〇〇となっております。今回、この配分計画の変更ということで、これまでこの農業委員会ではやってこなかったんですが、法の改正があつて、この配分計画というものがなくなりました。で、促進計画という名称が変わったんですけども、その促進計画というものが、農業委員会が定例会で承認して、〇〇にこのとおり手続きをしてくださいと要請をするという、そういう流れになるようです。なので、今後もこの配分、借受人のみの変更というものがあれば、また同じように定例会には上がってくるということになっています。事務局からは以上です。

議 長 今、事務局の方から説明がありましたが、借受人の方が代わったということです。〇〇の方につきましては、〇〇さんがもうハウスをようしない。自分が体調も悪いし、奥さんもこの間亡くなりまして、もうハウスはやめるとということで、〇〇さんに貸し付けるといふことですが、あと、その〇〇の方につきましては、これ期間が1年になっちゃうけど、令和6年から令和7年になっちゃう。これハウスやけど、結構変わるわけ？

事務局 これ、更新ながですよ。
なので、ハウスなので多分、また来年また同じように更新されるがと思うんですけど、どうして1年になっちゃうのか。

議 長 何か、この件につきましてありませんかね。
この利用権の設定について。
(質疑等なし)
ないようでしたら承認を受けたいと思いますが、いいですかね。
(異議なしの声あり)
これでは、議案第4号、利用権の設定につきまして承認されます方、挙手願います。
(挙手全員)
挙手全員です。
議案第4号につきまして、承認をされました。

議案第5号、認定農業者の経営改善資金借入計画に関する協議について。

事務局 今日お配りしました、議案第5号の資料をお願いします。

議長 それでは、議案第5号、認定農業者の経営改善資金借入計画に関する協議、2件出ております。事務局の方から説明をお願いします。

事務局 まず、めくって1ページをお願いします。今回、2件出ているうちの1件目、申請者が、その右上の方に書かれております。〇〇の〇〇さんです。内容としまして、ショウガのハーベスタ・フレールモアの導入ということです。2ページ目になります、上の事業計画なんですけど、今後の拡大を見据え、ハーベスタ、モアを導入することにより労力が軽減され、作業効率のアップにつながる。設備後の導入や更新時には有利な補助事業を活用していく、とのこと。資金計画につきまして、その下の赤枠の所なんですけど、生姜ハーベスタ・フレールモアの導入で、必要金額としまして〇〇円となっております。このうち、借入金として〇〇円、自己資金として〇〇円となっております。その下の赤枠です。借入金の内訳としまして、借入先、日本政策金融公庫の青年等就農資金となっております。借入時期が令和6年9月、償還期間が8年間となっております。次の3ページをお願いします。こちらが、令和5年から1年、2年後、3年、4年というふうに、就農経営計画等が載せられたものです。上の赤枠、経営の動きの所なんですけど、こちらが1年目の所で、新ショウガが10a当たり3.5tとなります。路地ショウガが10a当たり50kg、サツマイモが10a当たり1.5tとあります。その後、次の2年目になるんですけど、10a当たり4.5t、露地ショウガが10a当たり500kg、サツマイモ10a当たり1.5t。3年目も同じです。4年目になって、今度はサツマイモが10a当たり2tに増えております。こういった形で、ちょっと効率的に作物の量を増やしていくという計画のようです。こういったところで、すいません、一番下の赤枠になるんですけど、償還財源としまして、1年目が〇〇円、2年目が〇〇円で、ここからちょっと続いていってですね、その下の償還金。これが償還をしていく分の支払額ということになるんですけど、1年目〇〇円で、同じく〇〇円で、3年目が〇〇円となっております。償還財源から見てこの償還が可能であるという計算になります。

続いて、5ページになります。こちら借入金なんですけども、一番上の赤枠が、今お話ししております青年等就農資金。これと別に、〇〇があります。その下の赤い枠、これが青年等就農資金の支払いということです。その下、一番下の赤枠が、住宅ローンの方の支払い額になります。この2つの支払いを足したものが、先の3ページの所の一番下の赤枠、償還金というものに合計額がここに出てきております。令和6年、7年間で、今回の生姜ハーベスタ・フレールモアの支払いが入ってないので、〇〇円でいってるんですけども、令和8年からこちらの償還が始まっていくので、〇〇と合わせて〇〇円、〇〇円

と、ちょっと額が上がってきております。6 ページが、ハーベスタの見積書となっております。

続いて、7 ページがフレールモアの見積書となっております。1 つ目、〇〇さんの分については以上です。

議 長 今、事務局の方から、〇〇さんの説明がありましたが、何かこの件につきまして質疑、ありませんかね。

〇〇委員 この7 ページのモアは、ハンマーカッターのことかえ。

議 長 多分そうやろうと思う。回転で切る。

まあ、償還の見込みはあると、そういうことやね。

ほかになければ承認を受けたいと思いますが、この借入金につきまして承認されます方、挙手願います。

(挙手全員)

挙手全員です。

1 人目、〇〇さんにつきましては、承認をされました。

続きまして、借入金、〇〇さんにつきましては、事務局の方から説明をお願いします。

事務局 8 ページをお願いします。

2 件目の〇〇さん。住所、〇〇の方です。内容としまして、ハウスの電動ポンプ設置、P0 の更新となっております。9 ページをお願いします。一番上の事業計画ですけども、中古ハウスでの就農に際し、電動ポンプを設置して、P0 の張り替えをする。翌年にはレンタルハウスリース契約を行い規模拡大を図るとともに、環境設定装置の導入を図る、ということ。資金計画につきまして、その下の赤枠なんですけど、必要額としまして〇〇円、借入金が〇〇円、自己資金で〇〇円となっております。その下の借入金の内訳です。借入先、日本政策金融公庫、資金が青年等就農資金です。内容が電動ポンプ、電気工事、P0 となっております、借入時期が令和6年9月、償還期間が7年となっております。次の10ページになりますが、こちらの方が、まず一番上の赤枠、経営の動きになります。主な作目がニラになっておりまして、ここに載ってるように10a 当たり、ニラが5.5 t とか3 t 取れているものが、その右の方、年数がたつにつれて、一番右ですと10a 当たり6.7 t、6.5 t というふうに増えていく計画になっております。そういったところで、一番下の償還財源と償還金なんですけど、財源としまして、1年目がマイナス〇〇円、2年目〇〇円、3年目〇〇円となっております、下の償還金が、償還が始まるのが3年目からとなるのですが、〇〇円となっておりますので償還が可能ということになります。続きまして、12ページになります。償還計画なんですけど、一番上の借入金については、先ほど申し上げ

ました日本政策金融公庫からの青年等就農資金となっております。償還計画としまして、令和8年からの償還で、年当たり〇〇円の支払いとなっております。続きまして、13ページからが見積書です。まず最初が、ハウスのポンプの方の見積書です。〇〇円となっております。次が、ハウスの水施設の電気工事の見積もりとなっております。〇〇円となっております。続きまして、15ページ、16ページが、P0の張り替えの分の見積りとなっております。続きまして、それぞれ〇〇円、〇〇円となっております。

事務局からは以上です。

議長 今、事務局の方から説明がありました。
この今のポンプ、ポンプはどんなもん？分からん？どういうふうにするもんがやろうか。

〇〇委員 川からくみ上げるがじゃろ。

議長 川からくみ上げるが？
普通のエンジンのポンプにしたらええがやけんど。高いけど。
(やりとりあり)
川からくみ上げたものを直接ハウスのパイプに付ける。
ほかに何かありませんかね。借入金につきまして。
(やりとりあり)
いいですかね。ほかに何か。
(質疑等なし)
この〇〇さんにつきまして、償還の見込みはあるがやね。ほいたら、問題ないわね。
(やりとりあり)
ほいたら、いいですかね。
この借入金につきまして、〇〇さんの方につきまして承認されます方、挙手願います。
(挙手全員)
挙手全員です。
借入金で、〇〇さんにつきましても承認をされました。
議案については、以上ですかね。

(午後3時52分終了)